

社会福祉法人 東京都共同募金会常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京都共同募金会の常勤役員の報酬について定めるものである。

(報酬及び手当等)

第2条 常勤役員に対しての報酬及び手当は次により支払うものとする。

- 1) 報酬(月額) 300,000円
- 2) 手当等(月額) 支給しない
- 3) 期末・勤勉手当(年二回) 職員同様の算出方法による
- 4) 交通実費 職員同様の算出方法による
- 5) 支給方法 職員同様の方法による

付則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

社会福祉法人 東京都共同募金会非常勤役員等の旅費等に関する規程

(通則)

第 1 条 東京都共同募金会の非常勤役員等に対する旅費及び報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において「非常勤役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1)会長、副会長、理事及び監事（常勤の役員を除く。）
- (2)顧問及び参与
- (3)評議員
- (4)定款第 21 条及び第 22 条に規定する委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）
- (5)その他、重要事項の調査研究のため設置された委員会の委員

(理事会等の旅費)

第 3 条 非常勤役員等が理事会、評議員会又は監事会に出席したときは、1 日を単位として、旅費 3,000 円を支給する。

2 会長は、前項の規定によりがたいと認めたときは、旅費規程に準じて支給することができる。

(委員会の旅費及び報酬)

第 4 条 委員が委員会に出席したときは、旅費 3,000 円を支給する。

2 委員のうち学識経験者として委嘱された委員が委員会に出席したときは 1 回につき、20,000 円を限度として報酬を支給する。

3 会長は、前項の規定によりがたいと認めたときは、旅費規程に準じて支給することができる。

付則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
平成 28 年 3 月 25 日 旅費支給額改定（平成 28 年 4 月 1 日施行）